

県民の皆様へ

茨城県は、先週1週間(11月9日から15日)のインフルエンザ流行指数(報告医療機関あたりの患者数)が31.74となり、警報の基準値(30.0)を超えたことから、県内全域に警報を発令いたしました。

県といたしましては、今後県内においてさらに流行が拡大する可能性があるため、医療機関における診療時間の延長及び入院病床の確保など適切な医療を提供するための体制づくりや、重症化を防ぐため、ワクチン接種を順次行っているところでございます。

今後とも感染状況を踏まえ、感染拡大防止や、医療提供体制の確保に向けた対策を確実に進めてまいります。

県民の皆様におかれましては、引き続きインフルエンザへの感染を予防するため、手洗いやうがいの励行や、咳エチケットの取り組みに心がけるとともに、以下のことについてご理解、ご協力をお願いいたします。

また、今後とも国、県、市町村からの情報に基づき、冷静な対応をお願いいたします。

(適正な医療機関の受診について)

- ・ 医療機関を受診する際は、感染拡大防止のため事前に電話により受診方法等を確認の上、受診されるようお願いいたします。
- ・ ただし、胸が痛い、息が苦しい、意識がもうろうとするなどの症状があるときは速やかに医療機関を受診してください。
- ・ 会社等への再出勤等に先立ち、医療機関への受診による治癒証明書の取得は控えてください。

(妊婦や基礎疾患等をお持ちの方へ)

- ・ 日頃からかかりつけの医師と相談をされ、インフルエンザの症状が見られた場合の対応を予め相談しておきましょう。

平成21年11月19日

茨城県新型インフルエンザ対策本部長
茨城県知事 橋本 昌